

◎新潟県告示第341号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員（平成22年1月5日新潟県告示第31号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員は、下記の組織において会計事務を担当する職員とし、平成22年2月1日から実施する。 1 (略) 2 課補助職員を置く組織 (略) 土木部河川整備課 (略)	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員は、下記の組織において会計事務を担当する職員とし、平成22年2月1日から実施する。 1 (略) 2 課補助職員を置く組織 (略) 土木部河川整備課 <u>土木部都市局都市整備課</u> (略)